

第5章 施設整備の方向性

1. 介護保険に関わる施設整備の基本方針

(1) 第8期計画までの整備状況

介護保険に関わる施設及び居住系サービス（以下「施設等」という。）について、高齢者のニーズや既存施設の入所状況を踏まえ、本市の実情に応じた整備を図ってきました。

①第8期計画期間の整備状況

第8期計画期間においては、地域密着特別養護老人ホーム1施設（29床以内）を2回にわたり整備事業者の募集を行いましたが、募集期間内に応募がなかったため、未整備となりました。

介護療養型医療施設は、国の方針により廃止期限の令和5年度（2023年度）末を迎えることから、第8期計画期間において介護医療院1施設（30床）へ転換しました。

特定施設入居者生活介護は3施設（168床）の指定を行いました。なお、第8期計画期間に整備を予定していた地域密着型特定施設入居者生活介護1施設（29床）については、開設時期が本計画期間に繰延となっています。

②介護保険施設の整備状況（第8期計画期間終了時点（令和5年度（2024年度）末））

区分	内容	施設数	入所定員
施設サービス			
広域型特別養護老人ホーム ※施設数及び入所定員には四天王寺大畠山苑は含まない（入所定員70名）。	原則として要介護3以上であり身体や精神に障がい等がある、在宅での介護が難しい、65歳以上の高齢者が入所する施設（定員：30人以上）	14施設	851人
介護老人保健施設	要介護認定を受けた人の中で病状が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設	5施設	471人
介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設	2施設	100人

区分	内容	施設数	入所定員
地域密着型施設及び居住系サービス（利用対象者：市内居住者）			
地域密着型特別養護老人ホーム	原則として要介護3以上であり身体や精神に障がい等がある、在宅での介護が難しい、65歳以上の高齢者が入所する施設（定員：29人以下）	8施設	219人
グループホーム	認知症などの高齢者が家庭的な環境の中で、地域社会に溶け込みながら生活することを目的に共同生活を行うサービス	21箇所	342人
特定施設入居者生活介護			
特定施設入居者生活介護	特定施設に入居している要介護者に対して、介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上ならびに療養上の世話、機能訓練を行うサービス	17箇所	889人

③サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの登録等状況

（令和6年（2024年）2月末現在）

区分	内容	施設数	入所定員
サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住)	高齢者住まい法の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅	44施設	1,650人
有料老人ホーム	常時1人以上の老人を入所させ、介護等サービスを提供することを目的とした施設	38施設	1,526人

※施設数及び入所定員については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設との重複分を除く。

（2）施設整備の現状と基本方針

①施設整備の現状

第8期計画期間における本市の施設の状況としては、令和5年度（2023年度）当初における、本市の広域型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム（以下「特養等」という。）の合計定員は1,070人であり、特養等の申込者のうち、「入所の必要性が高いと考えられる要介護認定者」※（以下「入所の必要性が高い申込者」という。）は107人となっています。

第8期計画初年度である令和3年度（2021年度）当初と比較して、特養等の合計床数に増減はなかったものの、入所の必要性が高い申込者は65人減少となっています。

また、入所の必要性が高い申込者の生活状況をみると、77人が在宅での生活であり、30人が医療機関やサ高住等、在宅以外での生活となっています。

第8期計画期間における入所の必要性が高い申込者の減少傾向の要因としては、介護医療院の整備や特定施設入居者生活介護の指定等を行うことによる施設ニーズへの対応や、在宅生活の限界点の引き上げをめざして地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきたこと等の影響が考えられます。

しかし、令和8年度（2026年度）には、本市における65歳以上の高齢者人口は72,352人、高齢化率は28.4%、要支援・要介護認定者は18,589人に到達するものと推計しており、とりわけ介護サービスの需要が高まる後期高齢者の割合は上昇し続けており、単身高齢者世帯の増加や高齢者世帯における老老介護、認知症高齢者や重度の要介護者に対する家族介護の限界等の課題に加え、効果的な介護基盤整備を推進する必要がある等、今後の施設整備に対する需要に対して、効果的に対応する必要があります。

②施設整備の基本方針

第9期計画期間においては、入所の必要性が高い申込者の動向や施設整備による介護保険料への影響等を考慮しつつ、施設整備を進める必要があります。

これらを踏まえ、在宅生活が困難となった高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅に近い暮らしを続けることや、介護が必要な高齢者の住まいにおけるサービスの質のさらなる向上を推進することをめざし、施設整備の基本方針を下記のとおり定めます。

●第9期計画における施設整備の基本方針

- ・住み慣れた地域で安心して在宅に近い暮らしを続けられるよう、地域密着型特別養護老人ホームの整備を行う。
- ・今後も増加が予想される認知症高齢者の居住環境の向上を図るために、グループホームの整備を行う。
- ・高齢者の住まいにおける指導監督の徹底や介護給付の適正化を進めるとともに、サービスの質の向上を推進するため、既存施設に対して、特定施設入居者生活介護の指定を行う。

※「入所の必要性が高いと考えられる要介護認定者」は、特養等の申込者のうち、要介護4及び5の人全員と、要介護3の人のうち入所希望時期を3か月以内と回答した人とする。

（資料：大阪府特別養護老人ホーム入所申込者の状況調査）

2. 各施設の整備の方向性

(1) 介護保険施設の方向性

①広域型特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

本市の当該施設に係る第8期計画期間での利用実績等を踏まえ、第9期計画期間においては新たな施設の整備は見込まないものとします。

ただし、広域型特別養護老人ホームへの効果的、効率的な運用の観点から、短期入所居室から広域型特別養護老人ホームへの転換については、計25床を上限に整備します。

②介護老人保健施設

本市の当該施設に係る第8期計画期間での利用実績等を踏まえ、第9期計画期間においては新たな施設の整備は見込まないものとします。

③介護医療院

本市の当該施設に係る第8期計画期間での利用実績等を踏まえ、医療的ケアの必要な高齢のニーズへの対応を行ったことから新たな施設の整備は見込まないものとします。

(2) 地域密着型サービス（居住系）の方向性

①地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）

第9期計画期間においては、前述の施設整備の基本方針を踏まえ、住み慣れた地域で安心した生活・つながりが継続できる施設である地域密着型特別養護老人ホームについては、第8期計画期間に引き続き29床以内での整備数を見込みます（既存施設の増床可）。

■整備内容

施設区分	地域密着型特別養護老人ホーム
整備床数	29床以内
整備予定年度	令和7年度または令和8年度

※いずれの地域に整備するかについては、公募時の提案状況などにより市内全域から決定する。

②グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

今後も増加が予測される認知症の方に対応することができる専門性を持った施設として、居住環境の向上を図る観点から、1ユニット（9人以内）を上限に整備を行います。

なお、現在市内に所在する1ユニットにてグループホームを運営する事業者が2ユニット化を進める場合についても含めるものとします。

(3) 特定施設入居者生活介護指定の方向性

サ高住については、本市は府内有数の登録数となっており、有料老人ホームとともに在宅での生活が困難となった高齢者の住まいの選択肢の一つとして定着しています。

令和4年度に行ったサ高住等の運営事業者に対する実態調査では、サ高住等の入居者の約7割が市内からの住み替えとなっています。また、入居者の約7割に認知機能の低下がみられ、要介護3以上となっていることや、入居者が住み替えを行ったと思われる理由の約9割が家族の負担軽減のためとなっております。

また、サ高住等への入居を検討する際に「高齢者の住まい」の付加価値部分である介護サービスや安否確認サービスの提供が重視されていることから、サ高住等の入居者に対し適切に介護サービスが提供されるよう、指導監督の徹底や介護給付の適正化を進め、さらなる質の向上を図るため、特定施設入居者生活介護については、合計150床を上限として、既存のサ高住等を対象に指定します。

■整備内容

施設区分	特定施設入居者生活介護
整備床数	合計150床上限
整備予定年度	令和7年度または令和8年度
整備区分	既存

(4) 老人福祉施設の方向性

①養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上で、環境上及び経済的な理由により、居宅で養護を受けることが困難な人が入所し、養護を受けるとともに自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を受けることを目的とする施設です。

第8期計画期間においては、1施設(50床)整備されていますが、当該施設に入所する市内在住の高齢者が減少しています。

第9期計画期間においては、必要量はおおむね満たしていることから当該施設における受け入れ状況等を踏まえ、25床を上限に見直しを行います。

なお、新たな施設の整備は見込まないものとします。

②軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、60歳以上で、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活が困難な人が、低額な料金で施設との直接契約により入所する施設であり、本市では現在、7施設(303床)整備されています。

第9期計画期間においては、必要量はおおむね満たしていることから、新たな施設の整備は見込まないものとします。